

平成19年3月8日（木）

於・都道府県会館 402号

第10回水産政策審議会議事録

水産庁

第10回水産政策審議会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成19年3月8日 午後1時00分

閉会 平成19年3月8日 午後1時28分

2. 出席した委員の氏名

石井 勇人 井上 繁 奥野 恒太郎 小野征一郎 櫻本 和美

中田 英昭 西橋久美子 服部 郁弘 原田 厚 福島 哲男

三鬼 楠好 森川 良子 山内 皓平

3. 水産庁側出席者

白須長官 中前次長 竹谷漁政部長 山下資源管理部長 重増殖推進部長

影山漁港漁場整備部長 塚本漁政課長 大谷船舶管理室長 坂井企画課長

浅川加工流通課長 香川管理課長 國府資源管理推進室長 二川指導監督室長
宮原沿岸沖合課長 中田遊漁・海面利用室長 長谷川国際課長
小田巻漁場資源課長 田辺栽培養殖課長 橋本計画課長 宇賀神整備課長
丹羽防災漁村課長 高吉水産施設災害対策室長

4. 諮問事項

諮問第99号 水産基本計画の変更について（答申）

5. 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開会	1
1. 議事	
諮問第99号 水産基本計画の変更について	1
1. 閉会	10

開 会

○塚本漁政課長 定刻の時間となりましたので、ただいまから第10回の水産政策審議会を開催させていただきます。

最初に委員の訃報をお伝え申し上げます。

資源管理分科会に所属しておられました小林嗣宜委員が、本年1月16日に急逝されました。この場をお借りいたしまして、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。後任につきましては、7月の改選の際に補充することとしたいと思います。

続きまして本日の委員の出欠状況について御報告申し上げます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされており、本日は、委員19名中13名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

それでは、最初に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第の下に配付資料一覧というのがあると思いますけれども、こちらの方で最初が委員名簿。

それから、資料2として計画案の概要という色刷りの資料がございます。

それから、計画案の本体。

あと参考資料といたしまして、1から4までございます。

何かございましたら、あとでも結構ですから、事務局の方へお申しつけくださればと思います。

それでは、会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議 事

諮問第99号 水産基本計画の変更について

○小野会長 それでは、これから本日の議事に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が1件ございます。

諮問第99号の水産基本計画の変更についてですが、本件については、昨年1月に開催した第8回の水産政策審議会におきまして諮問いただき、その後、企画部会において議論を行ってまいりました。

まず事務局より、企画部会における審議経過の報告及び水産基本計画（案）の説明をお願いいたします。

○坂井企画課長 それでは、説明をさせていただきます。

まず水産基本計画の概要につきまして、資料2ほかを用いまして簡潔に説明をさせていただきますと思います。

資料2、A3の大きい紙でございますが、平成14年に水産基本計画がつくられまして以降、その後の情勢変化を踏まえて今回の水産基本計画を作成をしているところでございます。

情勢変化といたしましては、大きく5点ございます。

水産物の重要性と消費流通構造の変化、食の外部依存が進展している点、あるいはスーパーマーケットの販売シェアが上昇している点、また、最近では、若年層を中心に、水産物の消費が減少傾向にあることなどがあげられております。

また、2点目として国際化の進展と水産物の世界的需要の高まり、WTO、EPA交渉の進展と、また欧米、アジアを中心としまして水産物の需要が増大している状況がございます。そういった中で我が国の水産物輸出は、ここ近年、増加を続けております。他方、水産物輸入におきまして、他国との購入競争が激化をする。品目によっては買い負けといわれるような事態が起きるといったことで情勢が変化をしているところでございます。

3点目といたしまして、資源状況の悪化でございます。我が国周辺水域の水産資源の半数以上が低位水準でございます。また、世界的にも、資源状況が悪化をしている状況でございます。

4点目といたしまして、漁業就業者の減少、高齢化、漁船の高船齢化といった漁業生産構造の脆弱化があげられます。

5点目といたしまして、水産業・漁村に対する国民の期待の高まり、自然環境や生態系の保全等、水産業や漁村が有する多面的機能に対する国民の期待の高まりがございます。

このような情勢変化を踏まえまして、水産基本計画の策定にあたりまして、まず自給率でございますが、一番上のところがございますように、消費動向、生産動向を踏まえまし

て、食用魚介類の生産量を平成29年、持続的な生産目標として495万トンに設定をする。

また、消費の望ましい姿といたしまして、消費の減少傾向に歯止めをかけ、平成29年におきまして、34kg、1人1年当たりの数値でございますが、こういった数値を望ましい姿として置くことによって、食用魚介類の自給率65%を目指すということでございます。

このような自給率の達成に向けまして、生産、消費、両面の取組が必要となってまいります。

政策の課題と関連施策のところでございますように、大きく6本の柱、資源の問題、経営体の育成、加工・流通・消費施策、そして技術、漁港・漁場・漁村の総合的整備と多面的機能、水産関係団体の再編整備、大きく6本の柱で水産基本計画の策定を行っているところでございます。

また、このような政策と合わせまして、構造展望、経営展望を新たに示すこととしております。

また一番下でございますように、この水産基本計画に即した施策の実現を図るために、今通常国会に3本の法律改正を提出をすることとしております。

次に資料3でございますが、水産基本計画の案でございます。細部にわたりますので、この構成につきまして簡潔に説明をさせていただきたいと思っております。

まず第1の水産に関する施策についての基本的な方針でございますが、先ほど申し上げましたような、2ページ以降で水産業・漁村をめぐる情勢の変化、5点について分析をしておるところでございます。

4ページにこのような情勢の変化に的確に対応するために、施策改革の方向性として、資源管理の問題、経営体の育成等、基本的な考え方を明らかにしているところでございます。

6ページ以降が水産物の自給率の目標でございます。前基本計画において定められていました自給率の目標、こういった目標を達成する上でのこれまでの取り組みについて検証を行うということで、7ページにおきましては、漁業生産面での検証、8ページで水産物消費面での検証について記述をしております。

このような分析を前提といたしまして、9ページ以降、水産物の自給率目標に関する基本的な考え方を示しております。特に10ページ(2)の自給率目標の設定にあたっての考え方におきましては、水産物が天然資源を利用するという漁業生産の特徴から、水産物の自給率につきましては、あくまでも資源の持続的な利用を確保しつつ、最大限の生産を実

現する。こういった取り組みの中で目指すということで、やみくもにその増大を追求するのではないという点について明確に記述をしているところがございます。

また、12ページ以降で、水産物の自給率目標に向けて重点的に取り組むべき事項としまして、漁業生産、消費、そして13ページは関係者の役割といたしまして、地方公共団体、漁業者、漁業者団体、食品産業事業者、消費者・消費者団体、それぞれの役割について記述をしているところがございます。

このようなことを前提といたしまして、先ほど申し上げました食用魚介類の自給率目標65%等の数値目標について、14ページ、15ページに記述をしているところがございます。

16ページ以降、水産に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策といたしまして、6本の柱で整理をしているところがございます。

第1が低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進ということで、(1)の水産資源に関する調査研究の推進から、17ページ以降、我が国の排他的経済水域等における資源管理、ポスト資源回復計画の導入等の取り組み、また、密漁等の違反防止対策の強化などがございます。

さらには18ページの公海域を含む国際的な資源管理の推進、また18ページ、19ページ、水産動植物の生育環境の改善と増養殖の推進等について記述をしているところがございます。

21ページから2つ目の柱でございます国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立ということで、先ほども御紹介いたしましたが、我が国水産業の将来展望の確立、その方向を示すということで、漁業生産構造の展望と漁業経営展望を提示いたします。

また、22ページ以降にございますように、国際競争力のある経営体の育成・確保に向けた施策の集中ということで、19年度から実施する漁船漁業構造改革対策の推進、また、20年度を目途に新しい経営安定対策の導入を行うこととしております。

さらには漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化の促進、また、活力ある漁業就業構造の確立ということで、新規就業、新規参入の促進等について記述をしているところがございます。

25ページは、水産に関する教育の充実、また、女性の参画や高齢者の活動の促進につきまして、女性が自らの意志によって水産業に参画する機会を確保するための環境整備、こういった点について記述をしているところがございます。

25ページ、26ページは、各漁業種類の課題への的確な対応ということで、遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業、海面養殖業、そして内水面漁業・養殖業について個別に記述をしているところがございます。

3つ目の柱が27ページ以降の水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開でございます。

産地の販売力強化と流通の効率化、高度化ということで、市場を核とした流通拠点の整備、また、前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築という大きく2つの柱で改革を進めるということをイメージをしているところがございます。

また、29ページ以降で、水産加工による付加価値の向上、小売り部門の強化、また、水産物輸入の確保と積極的な輸出戦略の展開について記述をしてございます。

31ページ、消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大と食育の推進ということで、安全や消費者の信頼の確保、あるいは情報提供の充実を通じて消費の拡大を図っていく点について記述がされているところがございます。

4番目の柱が32ページにございます。

水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及でございます。

現場のニーズに対応する新技術の開発・普及ということで、省エネルギー、省人化、省力化、あるいは増養殖の高度化に資するクロマグロの人工種苗生産技術などの技術、また冷凍技術をはじめとする水産物の付加価値向上に資する技術、こういった点の開発。

また、バイオマス資源の利活用の促進、知的財産の創造・保護・活用について重点を置くこととしております。

5番目の柱が漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮でございます。

力強い産地づくりのための漁港・漁場の一体的な整備でございます。

この中には、我が国周辺水域の資源生産力の向上ということで、今回の法律改正で取り組む事項も含まれております。

さらに安全で活力ある漁村づくり、防災力の強化、生活環境の向上でございます。

そのほか35ページ、漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進、

また、水産業・漁村の有する多面的機能の発揮ということで、離島漁業再生交付金の着実な推進、また、漁業者を中心とする環境・生態系保全活動の促進について記述をしているところがございます。

6番目の柱としまして、水産関係団体の再編整備、特に漁業協同組合系統の組織・経営・事業の改革ということで、法律改正を含めた取り組みを進めることとしております。

最後に38ページでございますが、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項といたしまして、1から5に、5つの点について掲げてございます。

メリハリのきいたわかりやすい政策体系の構築と透明性の確保。

消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点からの施策の展開。

事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進。

財政措置の効率的かつ重点的な運用。

そして最後のページになりますが、改革の工程管理・施策の改善と効果的・効率的な施策の推進体制の構築でございます。

施策の推進にあたりまして、実施の時期を明示した工程表をつくりまして、明確な目標決定のもとで工程管理を実施することにしております。

以上が水産基本計画の案の概要でございますが、参考資料でそれぞれ生産構造、経営展望と自給率の目標について添付をさせていただいております。

参考資料2におきましては、漁業の生産構造と経営展望ということで、今回、新たに3ページをごらんいただきますとわかりますように、3ページ、4ページにございますように、沿岸漁業の生産構造の展望といたしまして、沿岸漁業の経営体、平成15年のセンサスに基づきますと、12.5万経営体でございますが、これが現在の趨勢ですと、平成29年には、7.7万経営体になっていく見通しでございますが、こういった中であって、効率的かつ安定的な経営体、すなわち他産業並みの所得を得ることが可能な、また安定的な継続的な経営が可能な経営体の数を1万増やしまして2.5万経営体まで引き上げて、これらの経営体が担う全体に占める生産金額を8割程度まで引き上げることによって、国民への水産物の安定供給を図っていく、このような展望を示しているところでございます。

また、9ページ以降でございますが、沿岸漁業の経営展望ということで、10種類の漁業につきまして総括表が11ページにございますが、10種類の沿岸漁業につきまして、各地での経営改善の参考になるように、モデル的な経営の指標、収入及び支出の指標を示す、あるいは経営改善にあたって留意すべき事項について明らかにした経営展望を示しております。

このような経営展望を活用して、各地において経営改善の取り組みが進む、そういったことの参考にしていただくことを目標として作成をしたところでございます。

32ページ以降で、遠洋漁業、沖合漁業、4種類の漁業につきまして、同じく経営展望を示しているところでございます。

そのほか、参考資料の3は、先ほど御説明しました自給率目標についての参考資料でございます。

それから、参考資料の4といたしまして、昨年7月の中間論点整理のときも添付をしましたが、用語集、できる限りわかりやすい用語を使うように、水産基本計画におきまして努めている次第でございますが、やはり専門的な用語が出てまいりますので、そういった用語につきまして、できる限りわかりやすく説明するというところで、用語集を添付をしております。

今後、水産基本計画の閣議決定を経まして、私ども今後の水産施策の基本的な方針を示すまさに水産基本計画をできる限り多くの方々に御理解いただく、知っていただく必要があると思っておりますが、その際、この用語集を活用していきたいというふうに考えております。

最後に参考資料の1をごらんいただきまして、この水産基本計画の見直しに関する審議会での御議論、その開催状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど会長からお話がありましたように、昨年1月25日に、第8回になりますが、水産政策審議会に基本計画の変更についての諮問が大臣から行われたところでございます。

その後、企画部会の中に2つの小委員会を設けまして、委員の方のリスト、この3ページと4ページに載っておりますが、2つの経営の関係、漁業経営・資源管理小委員会、加工流通消費小委員会、2つの小委員会を設けまして、7月の論点整理に至るまで精力的な議論を行っていただきました。企画部会での議論も合わせて、ここに日程が出ておりますが、それぞれ6回の小委員会の議論を経て、7月6日に第14回の企画部会で中間論点整理をいただいたところでございます。

7月25日に水政審本審議会にこの中間論点整理の御報告をいただいて、私どもその後、全国50カ所程度におきまして説明会を開催しまして各般の意見を頂戴し、その後2ページになりますが、そういった意見も踏まえて、企画部会において御審議をいただき、本日、3月8日に第10回水産政策審議会に答申をさせていただき、こういった段階に至ったわけでございます。

私からの説明は以上です。

○小野会長 ただいまの説明につきまして御質問、御意見がありましたら、お願いいたし

ます。

○原田委員 非常に長い時間、1年にわたってたくさん審議してきたなというふうに、いろいろ厳しい議論も踏まえてできたと思います。

個別割当制度について検討するということが盛り込まれておまして、非常に画期的な部分であるなと思います。ぜひもう既にミナミマグロでは一部実施されていることもありますし、いろいろな問題があることは承知の上なんです、できればできるところから一つひとつ導入を進めていただきたいなと思います。

それから、一番最後に工程管理という考え方が入りまして、これも実施時期を明示して工程表を公表されるということで、これも非常に画期的なことであろうというふうに思います。

それから、この工程管理を実施したあとの評価といいますか、この部分もできれば、難しい部分はあるかもしれませんが、公表できるところは公表するというような、国民の皆さんにより我々が取り組んでいる政策の姿を正しく理解していただくために、評価の結果も公表していただけるように御検討いただければというふうに思います。

○小野会長 個別割当制度と工程管理ですね。工程管理については、結果も報告していただきたいという御要望でした。

そのほかに御質問、御意見ございませんか。

ほかにありませんか。

なければ、これをもちまして水産基本計画（案）について審議を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、審議を終えたということにしますと、水産基本計画の変更につきまして、当審議会として答申することになります。

当方で用意いたしました答申案をお配りしたいと思います。

（事務局より「答申案」を配布）

水産基本計画について別紙のとおり、今、配付されましたが、別紙のとおり定めることが適当であるということによろしいでしょうか。

特に御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○小野会長 ありがとうございます。

なお、閣議決定までの情勢の変化に伴い、若干の文言修正が必要となる場合もあろうか

と思いますが、その場合は、会長一任ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、その場合はそのようにとりはからわせていただきます。

また、先ほどお配りした答申案を当審議会の決定とし、答申を農林水産大臣に提出させていただきますたいと思います。

(事務局が小野会長から決裁をいただき、「答申案」を小野会長に渡す)

それでは、ただいまより答申を水産庁長官にお渡ししたいと思います。

農林水産大臣

松岡 利勝 殿

水産政策審議会会長

小野 征一郎

水産基本計画の変更の諮問に対する答申について

平成18年1月25日付け17水漁第2302号をもって諮問のあった水産基本計画の変更について、下記のとおり答申する。

記

水産基本計画については、別紙のとおり定めることが適当である。

それでは、最後に、水産庁長官からごあいさつをお願いしたいと思います。

○白須長官 松岡農林水産大臣、本日、参議院農林水産委員会開催中でありまして、代わりまして私、ごあいさつを申し上げる次第でございます。

この水産基本計画の見直しにつきましては、昨年1月に諮問申し上げまして以来、1年以上の長期にわたりまして御審議いただきました。委員の皆様方におかれましては、大変多くの会合を通じまして、大変御熱心に御議論いただいたということでございまして、心

から御礼を申し上げる次第でございます。

もう皆様方、審議の過程を通じまして、本当に御案内のとおりでございまして、水産業・漁村をめぐる情勢、資源状況の悪化でございますとか、あるいは就業者の減少、高齢化の問題、漁船の老朽化の進行といったようなことでございまして、大変に厳しいものになっているわけでございます。

こういった状況に的確に対応いたしまして、国際競争力のある水産業を確立する。そして国民の健全な食生活に不可欠な水産物を将来にわたりまして安定的に供給するというところで、答申をいただきましたこの水産基本計画に基づきまして、各般の政策改革、これを断行いたしまして、実りある成果をあげられますように、スピード感を持ちまして、全力でもって取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

最後になります、委員の皆様方におかれましては、今後とも水産政策の推進全般にわたりまして格別の御指導、御鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げましてごあさつとさせていただきます。

どうも大変ありがとうございました。

○小野会長 ありがとうございます。

それでは、この際、委員の方々から特別に御発言がありましたら承りたいと思います。

何か特段御意見、御質問がございましたら。

ございませんか。

なければ、以上をもちましてすべての議事は終了いたしました。

それでは、本日の水産政策審議会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会

18水審第52号

平成19年3月8日

農林水産大臣

松岡 利勝 殿

水産政策審議会会長

小野 征一郎

水産基本計画の変更の諮問に対する答申について

平成18年1月25日付け17水漁第2302号をもって諮問のあった水産基本計画の変更について、下記のとおり答申する。

記

水産基本計画については、別紙のとおり定めることが適当である。